

資料

令和7年 第4回 定例会

議案 参考資料

(追加分)

議案第73号

いなべ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

- 1 月例給の改定
- (1) 行政職（一）の給料表（県準拠）及び行政職（二）の給料表（国準拠）を改定します。
 - (2) 令和7年4月1日から適用します。

- 2 賞与の改定
- 令和7年度の期末・勤勉手当及び令和8年度に改定します。

ア 一般職員 年間4.60月分 ⇒ 年間4.65月分（期末手当を0.025月分、勤勉手当を0.025月分引き上げ）

現 行		改正案 令和7年度（R7.12.1 適用）		改正案 令和8年度（R8.4.1 施行）	
6月分	12月分	6月分	12月分	6月分	12月分
期末手当	1.25	1.25	1.275	1.2625	1.2625
勤勉手当	1.05	1.05	1.075	1.0625	1.0625
期末勤勉合計	2.3	2.3	2.35	2.325	2.325
年間合計	4.60		4.65		4.65

⇒

イ 再任用職員 年間2.4月分 ⇒ 年間2.45月分（期末手当を0.025月分、勤勉手当を0.025月分引き上げ）

現 行		改正案 令和7年度（R7.12.1 適用）		改正案 令和8年度（R8.4.1 施行）	
6月分	12月分	6月分	12月分	6月分	12月分
期末手当	0.7	0.7	0.725	0.7125	0.7125
勤勉手当	0.5	0.5	0.525	0.5125	0.5125
期末勤勉合計	1.2	1.2	1.25	1.225	1.225
年間合計	2.40		2.45		2.45

⇒

ウ 議員 3.45月分 ⇒ 3.5月分 (0.05月分引き上げ)

現 行		改正案 令和7年度 (R7.12.1 適用)	
6月分	12月分	6月分	12月分
期末手当	1.725	1.725	1.775
年間合計	3.45	3.5	

⇒

現 行		改正案 令和8年度 (R8.4.1 適用)	
6月分	12月分	6月分	12月分
期末手当	1.725	1.75	1.75
年間合計	3.5	3.5	

工 市長・副市長・教育長 4.60月分 ⇒ 4.65月分 (0.05月分引き上げ)

現 行		改正案 令和7年度 (R7.12.1 適用)	
6月分	12月分	6月分	12月分
期末手当	2.3	2.3	2.35
年間合計	4.60	4.65	

⇒

現 行		改正案 令和8年度 (R8.4.1 適用)	
6月分	12月分	6月分	12月分
期末手当	2.3	2.3	2.35
年間合計	4.60	4.65	

3 扶養手当

子に係る扶養手当の月額を下表のとおり引き上げ、県に準じて令和7年4月1日に遡及適用します。

配偶者 (行政職給料表7級以下)	県・市	令和6年度 (参考)	(現在)	(改正後)	(参考) 令和8年度
			令和7年度	令和7年度	
子	県	6,500円	3,000円	3,000円	0円
	市	10,900円	12,000円	13,000円	13,000円

※ 配偶者に係る扶養手当は改定しません。令和8年度の内容に係る改正条例は令和7年3月に制定済みです。

4 自動車等の利用に係る通勤手当 (R8.4.1 施行)

- (1) 距離区分の上限を引き上げます。
- (2) 下表のとおり距離区分「80km以上」の部分に5km刻みで新たな区分を創設した上で、「20km以上」の各区分の月額について、55,000円（新幹線等の利用に係る通勤手当と合わせた月額の上限）を超えた月額に引き上げます。
- ※「60km以上」の支給対象職員はいません。

距離区分 (片道)		5km未満	5km以上 10km未満	10km以上 15km未満	15km以上 20km未満	20km以上 25km未満	25km以上 30km未満	30km以上 35km未満	35km以上 40km未満	40km以上 45km未満	45km以上 50km未満	50km以上 55km未満	55km以上 60km未満
国	2,000	4,200	7,300	10,400	13,500	16,600	19,700	22,800	25,900	29,100	32,300	35,500	
県	3,000	5,200	8,100	10,900	13,800	16,600	19,600	22,600	25,600	28,300	31,100	33,900	
市	①:改正後	3,000	5,200	8,100	10,900	13,800	16,600	19,600	22,600	25,600	28,300	31,100	33,900
	②:現行	3,000	5,200	8,100	10,900	13,700	16,500	19,200	21,900	24,600	27,200	29,800	32,400
	①-②:増額分	0	0	0	0	100	400	700	1,000	1,100	1,300	1,500	

R8.4～ 新区分														
距離区分 (片道)		60km以上 65km未満	65km以上 70km未満	70km以上 75km未満	75km以上 80km未満	80km以上 85km未満	85km以上 90km未満	90km以上 95km未満	95km以上 100km未満	100km以上 105km未満	105km以上 110km未満	110km以上 115km未満	115km以上 120km未満	120km以上
国	38,700	42,200	45,700	49,200	52,700	56,200	59,600	63,000				66,400	(上限)	
県	36,700	39,500	42,300	45,200	48,100	51,000	53,900	56,700	59,500	62,200	64,900	67,600	70,300	
市	①:改正後	36,700	39,500	42,300	45,200	48,100	51,000	53,900			55,000	(上限)		
	②:現行	34,700	36,700	38,400	39,800						40,700	(上限)		
	①-②:増額分	2,000	2,800	3,900	5,400	7,400	10,300	13,200			14,300			

- (3) 1か月当たり5,000円を上限とする外部の駐車場等の利用に対する通勤手当を国及び三重県に準じて新設します。
- ※支給対象職員はいません。

5 宿日直手当 (R8.4.1 施行)

勤務1回に係る支給額の限度を国及び三重県に準じて改正します。※支給対象職員はいません。

- (1) 通常の勤務 4,200円 → 4,700円
- (2) 特殊な業務を主として行う宿日直勤務 8,400円 → 7,700円

議案第74号

工事請負契約の締結について
(いなべ市藤原文化センター大規模改修工事)

相手方 株式会社大橋組 三重営業所

代表者 所長 大橋 昭文 (おおはし あきふみ)

所在地 三重県桑名市大福380番地1

資本金 7,200万円 (令和7年11月末現在)

従業者数 40人 (令和7年11月末現在)

市内における工事の実績

- (1) 平成27年度～平成28年度 藤原小学校建設工事
16億4,160万円
- (2) 平成27年度～平成28年度 治田小学校大規模改修工事
2億2,464万円
- (3) 平成29年度～平成30年度 員弁東保育園新築工事
8億2,188万円
- (4) 令和6年度 山郷小学校バリアフリー化改修及びプール他解体工事
1億6,280万円

工事内容の概要

大規模改修工事

- (1) 屋根防水改修
- (2) 外壁劣化部補修
- (3) エレベーター更新
- (4) 消防設備更新
- (5) 電気設備機器（分電盤・キュービクル・非常用発電）更新
- (6) 特定天井落下防止化
- (7) 照明LED化
- (8) バリアフリー化
- (9) 空調機器更新
- (10) 市民ホール改修

